

教育相談におけるチームとしての協働 —教育相談の活動経験から検討した課題と展望—

葉山 貴美子

<要旨>

学校現場ではいじめの認知件数も不登校の児童生徒数も増加している。この現状の中、教育相談の役割は一層高まっている。文部科学省も2017年に教育相談を充実させるように通知を出している。その中でもチームとして協働することが挙げられている。本研究では、筆者のカウンセラーとしての経験をもとに、チームとしての協働について検討することを目的とした。

筆者は学校現場にスクールカウンセラーの制度が進展する過程の中で教育相談にかかわってきた。この経験から現状を分析し、学校現場における今後の教育相談を充実させるための重要な方法であるチームとしての協働について検討した。

そこで、各職種の立場で専門性を高め、チームとして協働していくことが今後さらに求められることを示唆した。

キーワード：教育相談、チーム、協働、カウンセラー

1. 問題意識

2019（令和元）年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省，2020）では、いじめの認知件数は、国公立学校の総計で2018（平成30）年度の543,933件から612,496件へと増加している。また、不登校の児童生徒数も2018（平成30）年度の164,528人から181,272人へと増加している。このような現状において、教育相談の役割はさらに重要となっており、文部科学省（2017a）は2017（平成29）年2月3日に「児童生徒の教育相談の充実について（通知）」を示している。その中で、（1）未然防止，早期発見及び支援・対応等への体制構築、（2）学校内の関係者がチームとして取り組み，関係機関と連携した体制づくり、（3）教育相談コーディネーターの配置・指名、（4）教育相談体制の点検・評価、（5）教育委員会における支援体制の在り方、（6）活動方針等に関する指針の策定の6点が指摘されている。

また、中学校学習指導要領（平成29年改訂版）（文部科学省，2017b）の「第4 生徒の発達の支援」では、第一に「学習や生活の基盤として，教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため，日頃から学級経営の充実を図ること。また，主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンス

と、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。」と記されている。ここでは、集団場面におけるガイダンスとともに個別に対応するカウンセリングの必要性が指摘されており、これが教育相談の1つの役割である。

ところで、教職課程においては「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」群の中に置かれている。そして、教職課程コアカリキュラムに示された本科目の全体目標は、「教育相談は、幼児、児童及び生徒が自己理解を深めたり好ましい人間関係を築いたりしながら、集団の中で適応的に生活する力を育み、個性の伸長や人格の成長を支援する教育活動である。幼児、児童及び生徒の発達の状況に即しつつ、個々の心理的特質や教育的課題を適切に捉え、支援するために必要な基礎的知識（カウンセリングの意義、理論や技法に関する基礎的知識を含む）を身に付ける（p.25）（なお、本文中の下線は筆者による）」（文部科学省，2017c）と記されている。

第一に、下線部から教職につくにあたり、すべての子どもを対象とした教育相談の力をつけることが重要なポイントであると考えられる。その上で、個々の子どもを理解したり、課題を捉えたりするためのアセスメントと適切な支援が行えるように、カウンセリングの理論や技法等の基礎的知識を身につけることが必要とされている。

子どもが抱える課題は、今日、多様化・複雑化している。適切な理解と対応がなければ悪循環に陥ったり、深刻化していったりすることも多い。園・学校では、担任教員が第一に責任をもってかかわるが、担任教員一人では対応しきれない問題が山積している。そのために、前述の文部科学省（2017a）の通知では、学校内のチームとして協働する力を求めている。具体的には、学年団や管理職との内部連携、専門性をもつスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、地域の関係機関との連携などを行うことが考えられる。チームとして取り組むことで、課題解決に向かう可能性が広がっていくのである。ただし、チームとして協働するためには、園・学校が組織的に教育相談体制を構築し、全教職員が共通理解し活用できるようにしておくことが前提となる。

また、学校心理学¹⁾では、元来チーム援助の考え方が提案されてきた。金山

(2019) では、これまでに提案されてきた 3 段階の心理教育的援助サービスについて整理し、「一次的援助とは、すべての子どもが発達上、教育上の課題に取り組むうえで必要とする基礎的能力の開発を援助したり、多くの子どもが出会う課題（例：入学時の適応）遂行上の困難を予測して、課題への準備を援助したりするものである。二次的援助とは、課題遂行に苦戦している（例：登校しぶりや教科学習のつまずき）一部の子どもを対象として、その状況が重大な問題に発展するのを予防する援助である。三次的援助とは、不登校や発達障害など、特別な援助を必要とする特定の子どもを対象とするものである。(p.31)」と説明している。

また、予防医学や虐待対応においても、悪化してからでは、時間と労力をかけても改善が難しいことが多く、すべての人を対象に発生予防・未然防止に取り組む一次予防、早期発見・早期対応を行う二次予防、再発防止・社会復帰に取り組む三次予防の 3 段階がある。

このように、今後の教育相談においては、一次的援助サービスを行う力が求められると同時に、未然防止、早期発見・早期対応、改善・回復、再発防止まで一貫した支援を行う視点が重要となる。かかわる子どもの発達段階の理解、特有の課題の理解を軸としながら、より長いスパンで人格的成長を支援する意義を理解し、校種を越えてより幅広い視野と見通しをもって、チームで援助する力を身につけておくことが大切になると考えている。

そこで、本研究では、30 年以上非常勤のカウンセラーとして教育相談にかかわってきた筆者の経験をもとにして、これからの教員がめざすべき「教育相談におけるチームとしての協働」について検討し、今後の課題と対応策を提言することを目的とする。

2. 教育相談の実践の概要

(1) 活動の場の特徴

最初に、筆者が教育相談を行ってきた場と対象について述べる。第一に、A 市教育研究所（移転後は教育センター）において、市内の幼児児童生徒、保護者、学校関係者を対象に教育相談を行った。第二に、女子校と共学校の 2 校の私立中高一貫校において、生徒、保護者、教職員を対象に教育相談を行った。第三に、

大阪府のキンダーカウンセラー事業で、私立幼稚園の幼稚園教諭、在園児とその保護者、地域の未就学の子どもをもつ保護者を対象に教育相談を行った。第四に、B市私立幼稚園巡回相談事業で、幼稚園教諭を対象とした巡回相談を行った。

以上の4つの場にはそれぞれに特徴があった。第一の教育研究所は園・学校外で行う教育相談であったのに対して、それ以外は園・学校内で行う教育相談であった。園・学校内では、教員との距離感や内部資源の活用のしやすさに違いがあった。1日の勤務時間も2時間から8時間まで様々であった。

筆者の立場として、第一の教育研究所では、市の教育委員会のもとで週1回の頻度で教育相談指導員として活動した。第二の私立中高一貫校では、学校の独自採用であった。女子校では週1回の頻度で、共学校では年度ごとに月1回から年33回の幅があるが回数契約で活動した。学校の方針、時代背景、教育相談への期待度やニーズによって、カウンセラーの活用のされ方の違いが大きかった。第三の私立幼稚園を対象とした大阪府のキンダーカウンセラー事業では、月1回の頻度でキンダーカウンセラーとして活動した。大阪府の私立幼稚園連盟と臨床心理士会が連携し補助金事業としての枠組みを持ちつつ、配属園や地域のニーズ、カウンセラーの専門性により、活動内容は園ごとに違っていた。第四の私立幼稚園巡回相談事業では、各学期に1回の頻度で巡回相談員として活動した。

この4つの場で教員を対象に教育相談活動を行う場合には、指導的な立場で助言することになった。それぞれの場の枠組みの中でできる活動には違いがあり、どのような教育相談の体制を築き、教育相談の活動を行いたいかについて、園・学校の方針は重要であった。

(2) カウンセラーとしての仕事の内容

前述のそれぞれの場によりカウンセラーの活用のされ方は異なっていたが、主な仕事の内容を以下に列挙する。

まず、子どもを対象とした活動である。第一の教育研究所では、プレイルームでのプレイセラピー（個人とグループ）、カウンセリング、心理検査を行った。

第二の私立中高一貫校では、カウンセリング、友だちの相談などへのコンサル

テーション、心理検査とその結果のフィードバック（学年における一斉実施と希望者への実施）を行った。第二・第三・第四の園・学校内の活動では、子どもの生活の場での行動観察も重要であった。

次に、保護者を対象とした活動である。第一の教育研究所では、カウンセリング、コンサルテーション、学校との調整、市民対象の子育て講座を行った。個別の対応とアドバイスの両方の内容であった。第二の私立中高一貫校では、カウンセリングとコンサルテーションに加えて、子どもの心理検査の結果のフィードバック、あるいは医療機関で実施した結果を持参された場合は所見の共有、その他関係機関への紹介や連携を行った。個別対応が中心であるが、担任教員と保護者が同席するチーム会議への出席、保護者会での講演という子どもを取り巻く教員と保護者へのアドバイスの仕事も担うなど、仕事の内容は多岐にわたっていた。

第三の私立幼稚園でのキンダーカウンセラーとしては、カウンセリングとコンサルテーションに加えて、関係機関の紹介や連携、保護者会での講演やグループワークの実施という保護者へのアドバイスの仕事も担った。全体的にカウンセリングとコンサルテーションが主な仕事であるが、これ以外に保護者へのアドバイスや支援の仕事も含まれていた。

最後に、教員を対象とした活動である。第一の教育研究所では、情報交換やコンサルテーション、コラボレーション、教員研修の開催、地域の関係機関との連携を行ってきた。第二の私立中高一貫校では、カウンセリング、情報交換やコンサルテーション、コラボレーション、事例検討、ケース会議（複数教員が同席、教員と保護者が同席）への出席、教員研修の開催、外部講師招聘による研修の企画・実施、関係機関（医療、福祉、教育、司法、行政等）の開拓や紹介に加えて連携や訪問時の同行など多様な仕事内容であった。第三の私立幼稚園のキンダーカウンセラーとしては、カウンセリング、情報交換やコンサルテーション、ケース会議、地域の関係機関との連携などであった。最後の私立幼稚園の巡回相談員としては情報交換やコンサルテーションを行った。

以上が各場での仕事の内容の概要である。もちろん、さらに多様な活動を展開することも可能である。教員としてカウンセラーを活用する場合に参考になると思われる。

3. 教育相談におけるチームによる協働

本節では先に示した仕事の内容の内、「チームによる協働」にかかわる視点から取り上げる。

(1) コンサルテーション

コンサルテーションは、前節で記したように多様な場で共通して実施された活動であった。スーパービジョンは同一職種の中でより経験のあるものから指導を受け、知識や技能の向上を目指すものであるのに対し、「コンサルテーション」は異職種の専門家同士が対等な関係でお互いの立場を尊重しながら問題解決を目指すものである。したがって、ある子どもの問題に対して、カウンセリングのようにその子どもに直接かかわるのではなく、その子どものことで相談にくる保護者や教員、ときには友だちもチーム援助のパートナーとして共に問題解決を探っていく場合が「コンサルテーション」となる。

学校内には様々な援助資源がある。お互いの立場を尊重し共に問題解決にあたることで、多面的な支援を行うことが可能となる。例えば、教員がカウンセラーと協働することでそれぞれに役割の違いを持ちながら、援助能力の向上を図れる利点がある。

もう1つ、カウンセラーの役割として、学校組織に働きかける「学校コンサルテーション」を行うことも挙げられる。佐藤・加瀬（2014）では、『担任が抱え込まない問題解決』を目指す学校コンサルテーションが注目を集めている。

（p.165）」と述べ、関連する研究論文を分析した結果、学校コンサルテーションを効果的かつ持続的に進めていくための具体的な手法の研究が少ないことが指摘されている。

子どもの問題の背景には学校のあり方が影響している場合もある。この場合には、対象が学校組織となる。例えば、学校組織として、いじめやからかいの初期対応が不適切であると、いじめが発生したクラスを越えて広がり、学年集会を開催しなければならなくなることもある。さらに、そこでも対応を間違えると保護者集会の開催へと発展してしまうことになる。問題への対応が事後の対応になればなるほど、子どもの傷つきや保護者の怒りなどへの対応が難しくなる。その結果、学校全体として問題の収束に時間もかかってしまう。

そこで、学校組織として、どの段階でカウンセラーを活用できるかが重要となる。起こった問題に対する手当てだけでなく、学校全体のいじめ防止の取組方針の見直しや人権教育のあり方を検討することまでを含め、学校コンサルテーションを行うこともある。教員個々、学年団によってカウンセラーの活用のされ方に違いがあると感じているが、協働することを通してよりよい解決に結びついた経験があると、予防的に先手が打てるようになることが多い。

(2) コラボレーション

教育相談では、コミュニケーション (communication)、カウンセリング (counseling)、コンサルテーション (consultation)、コラボレーション (collaboration)、コーディネーション (coordination) という、語頭が「co」から始まることばを使うことが多い。語頭の「co」には「一緒に、共に (together, with)」という意味がある。前述の仕事の内容では、校・園外の手職種との協働を「コラボレーション」と表現した。本節では、校・園内の多職種との協働である「コラボレーション」について述べる。

1) 教育センターでの退職校長との協働

第一の教育研究所では、教育委員会のもとで、不登校児を対象として指導主事や退職校長と連携する機会があった。不登校児の増加を受けて、1990 (平成 2) 年から設置された適応指導教室 (現、教育支援センター) がなかった時代には、基礎的な学習の積み上げのなさが原因となり学業不振や不登校につながっているケースが多かった。このような場合、カウンセラーがプレイセラピーを実施することにより、自己を発揮する力をつけたり、二次障がい改善や予防をしたりすることは可能であった。同時に、不登校児の学習面へのアプローチも不可欠であったがカウンセラーの仕事ではなかった。元来、退職校長は現職教員の相談のために配置されていたと思われたが、カウンセラーがセラピーを実施した前後に子どもへの学習支援を退職校長に依頼することもあった。

退職校長との間で不登校児の登校刺激をめぐる方針が食い違うこともあり、コミュニケーションをとるのをやめるカウンセラーもいた。しかしながら、異職種協働の視点をもっていれば、共に子どもの支援にかかわることが可能となる。学習面に関しては、子どもの学習課題を見極め、教材を工夫するなど興味

深い活動が展開されていた。この時には、子どももプレイルームで示す姿とはまた違う姿を見せることもあった。各職種の専門性を生かした協働が子どもの成長につながることを感じる機会となった。

学校現場において、子どもが養護教諭やカウンセラーのところには自発的に行くのに対して、担任教員である自分には話をしてくれないと葛藤する担任教員もいる。しかし、相談内容によっては、担任教員としての業務と教育相談の業務を一人で引き受けることは困難なことも多い。学校心理学の立場では、「援助シート」を活用して支援することがある（石隈・小泉・大野，1997）が、学習面、心理・社会面、進路面、健康面に分けて、生徒の自助資源や課題を拾い出し、取り組みを考える方法もある。子どもの様々な側面を理解する上で、専門性の違いを生かしたチームによる協働を行うことは有益である。

2) 保健室での養護教諭との協働

第二の私立中高一貫校で教育相談を始めた当時には、旧文部省の「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」[1995（平成7）年度から2000（平成12）年度]（文部科学省，2004）も開始されておらず、カウンセラーが配置されていたのはミッション系の私立学校が中心であった。協働するモデルもなく、カウンセラーの外部性といった視点も学校にはなかったため、当該学校では教育相談を保健センターの中に組み込んでいた。そのため、予約があれば教育相談室で相談を行うが、保健室のカウンター内にもカウンセラーの机が置かれ、養護教諭と共に生徒の相談にあたっていた。

当時このような体制にした背景として、児童生徒の中に不定愁訴や心因性の症状を訴えるものが著しく増加したことが挙げられる。今ではケガや病気以外で保健室に来室する子どもも増え、現在では養護教諭は相談的役割を担うキーパーソンとして広く認知されている。しかしながら、当時は不登校の初期症状として身体症状が注目され始めた時期で、全国的に学校保健においてヘルスカウンセリングの立場から対応する必要性が生じていた。そのため、学校内で養護教諭とカウンセラーが協働し、心身医学的視点をもって、言語を媒介とする援助を行うことを目指したことは、先駆的な取り組みでもあった。

子どもは語れないから身体化する、すなわち不安や不満、葛藤を語れるように

なると身体症状を出さなくてすむようになる。そのため、心の問題を抱える子どもを教育相談室でのカウンセリングにつなぐことは重要であるが、時間を要するケースも多かった。症状を訴えて保健室にくるときの状況を探ったり、寝ている子どものベッドサイドに声をかけにいたり、子どもがカウンターにある小物を動かして遊ぶ様子を見ながら真似して過ごすことも含めて、養護教諭と手探りでメンタルヘルスへの対応を進めていた。この経験ができたことはカウンセラーの立場からチームとしての協働を考える上で貴重であった。

3) 学校でのスクールソーシャルワーカーとの協働

スクールソーシャルワーカーの活用は、文部科学省が 2008（平成 20）年度より開始した「スクールソーシャルワーカー活用事業」（文部科学省，2013）に基づく。この事業の趣旨は、「いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを教育委員会・学校等に配置し、教育相談体制を整備する。」というものである。筆者の実践は私立の園・学校であるため、スクールソーシャルワーカーとの連携はまだ実績がなく、今後の展望として考えている協働の例となる。

公立学校でスクールカウンセラーが活用されるようになった当初、学校もカウンセラーの活用方法がわからず、カウンセラーも民間の相談機関のように相談室にこもりがちであったため、学校内の教員からカウンセラーと連携がとれないと批判される時期があった。しかし、筆者は当初からむしろケースワークを重視していた。この対応は、心理臨床の立場からは想定される枠から外れていると批判されることにもなったが、第二の私立女子中高一貫校では、最初の 1 年間は社会科の授業を担当する教員として入り、仲間として認められたことを前提に 2 年目からカウンセラーとして採用されることとなったことや、前述のように、保健室を拠点にした教育相談の活動を始めた経緯とも関係している。

保健室で寝ている子どもへのベッドサイドでのアプローチと同様に、例えば、ようやく保護者と学校まで来たものの車から降りられない生徒がいた場合には、駐車場まで迎えにいった窓越しに話すこともあり、学校生活の場に共にいるものとして、生徒へのこのようなアウトリーチとも呼ぶべきものの必要性も感じ

て実践していた。第一の教育研究所では相談室の中での活動が中心であったため、子どもが自主的に相談室に来談したときの姿しか見えていなかった。しかしながら、第二の学校では生徒自身が問題を抱えていても、相談室を利用していないこともあった。この事実から、相談室でのカウンセリングを利用しない生徒を筆者自身が相談室につなぐ役割を兼ねたり、中高一貫校であっても義務教育終了後、高校進級が認められない不登校生徒の進路先を開拓したりする役割も担っていた。

また、学校内では、生徒指導上の問題を起こした生徒に対して、担任教員がカウンセリングの予約を入れることがあった。生徒が背景に何か問題を抱えていても担任教員を主とする学校には言いにくいこともあるかもしれないと考え、第三者的立場であるスクールカウンセラーがかかわる必要性を理解している場合もあった。一方、生徒に関する事前の経緯の報告がどの程度あるかも担任教員次第であり、本音を聞き出す場、生徒の反省を促す場として相談室が意味づけられる場合や担任教員の意向が強い場合には、カウンセリングを実施する以前の生徒との関係性をどう構築するかといった課題から取り組む必要もあった。学校全体における教育相談に対する理解の違いによりカウンセラーの活用のされ方も違ってくるため、相談活動の本質を理解してもらえそうな橋渡しやケースワークが必要であった。

その後、スクールカウンセラー制度が定着してからは、2番目の私立共学中高一貫校に移ったが、校長の方針として、生徒にかかわるのは担任教員の仕事なので、生徒への対応に困っている教員を後方支援してほしいという依頼から業務が始まった。公立学校経験もある養護教諭がコーディネーターとなったこともあり、カウンセラーはカウンセリング室で過ごし、予約のある時間に相談対応をする体制となった。現在スクールソーシャルワーカーがいないため、他機関との連携は管理職、教員、カウンセラーが行っている。私立の場合、生徒の居住地が広域にわたるため、必要なネットワークの構築が難しいことは課題である。

また、生徒とのカウンセリングを行う中で生徒の気持ちを聴くことはできても、家庭の問題が大きく、家庭訪問で生活状況を把握する必要性を感じる場合もあった。そして、福祉的サービスの利用が不可欠と思われるケースも増加していた。このため、生徒が抱える問題の背景の見立てが極めて重要となる。例えば、

家出を繰り返している生徒に対し、誰かを傷つけるような非行ではないと軽く注意して終わることがあった。また、母親との関係が悪く、父親が思春期の娘を主に世話をしている状況で、生徒の帰宅したくないという訴えに対して父親に迎えを頼むといったこともあった。この時に、その背景に虐待が潜んでいる可能性を想定できるかどうかで、その後のかかわり方は違ってくる。例えば、家出の原因が自立に向かう一過性の反抗期ではなく、ネグレクト、身体的暴力、面前DV等を含む心理的虐待による場合、家出は虐待から一時的に逃れる適応的な行動でもあるが、早期に介入が必要という判断もしなければならない。また、父親からの性的虐待が想定されることに気づかず、母親より父親との関係が良好であると安易に考えて引き渡すことの問題は大きい。リスクに気づいたとして、いずれの場合も夜間の見回りや見守りまで、学校の教員が続けることは難しい。

今日、虐待をはじめ、様々な情報収集に動いたり、家庭や関係機関に足を運ぶケースワークのできるスクールソーシャルワーカーが必要となるケースは多い。カウンセラーの相談日数を増やすより、スクールソーシャルワーカーを採用する方が生徒の置かれた環境へのアプローチが可能になり、新たなチームによる協働を展開できることは間違いないと感じている。教育と心理と福祉の協働により、教育相談の充実を図ることは今後ますます必要と考えている。

4. 今後の課題と展望

筆者が現在カウンセラーとして勤務している学校には、卒業生が毎年教育実習にくる。このとき、希望があれば、カウンセリング室で教育相談に関するインタビューに答えている。守秘義務があり詳細は話せないが、教員として教育相談を実践するにあたって参考になることがあればと考え対応している。

カウンセラーは、三次的援助サービスを中心にしていることもあり、「カウンセリング室に初めて入った」「保護者や先生もここで相談していることを初めて知った」など、在学中、学校生活が順調で健康度が高い場合、全くカウンセラーと接点がないこともよくある。「教職の勉強をするうちに、保健室やカウンセリング室を利用する同級生がいたことを思い出し、教育実習のとき話を聴いてみたいと思っていた」と問題意識をもって話を聞きに来る場合もある。

最初に述べたように、教員が行う教育相談の中心はすべての子どもを対象と

したものであり、これは、開発的教育相談や予防的教育相談と呼ばれている。今後、子どもが抱える問題はより多様化・複雑化してくることが考えられ、予防から様々な問題解決に至るまで、教員には専門性が異なるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用できる力が必要となる。また、いじめや虐待、合理的配慮、自殺予防など、法やガイドラインに基づく対応が必要なものも多くなってきている。教員が一人で勉強し対応するのは難しい。したがって、組織的に教育相談体制を構築し、研修を組み込み、各職種の立場で専門性を高めながら、多職種の専門性を理解し活用していく力をつけることが必要となる。その上で、目の前の子どもが抱える一つ一つの問題に対して、チームとして協働し、それぞれの専門性を尊重していかしながらともに解決を探っていくことが、今後さらに求められるといえるだろう。

【引用文献】

- 石隈利紀・小泉英二・大野 精一 1997 「学校教育相談・誌上研究会－『作戦会議』に使う『援助シート』の効果－ 『月刊学校教育相談』 ほんの森出版, 11, 13, 82-90.
- 石隈利紀 1999 「学校心理学－教師・スクールカウンセラー・保護者のチームによる心理教育的援助サービス－」 誠信書房.
- 金山元春 2019 「教職課程で学ぶチーム学校の視点を踏まえた特別支援教育－学校心理学に基づくチーム援助をモデルとして－」 天理大学教職教育研究, 2, 29-37.
- 文部科学省 2004 「『生徒指導メールマガジン』 第2号」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121503/1235267.htm : 2020年11月15日確認)
- 文部科学省 2013 「スクールソーシャルワーカー活用事業」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474_00001.htm : 2020年11月15日確認)
- 文部科学省 2017a 「児童生徒の教育相談の充実について（通知）」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/attach/1388337.htm : 2020年11月15日確認)
- 文部科学省 2017b 「中学校学習指導要領（平成29年改訂版）」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm : 2020年11月15日確認)
- 文部科学省, 2017c 「教職課程コアカリキュラム」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/houkoku/1398442.htm : 2020年11月15日確認)
- 文部科学省 2020 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
(https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400304&kikan=00400&result_page=1 : 2020年11月15日確認)
- 佐藤美友貴・加瀬進 2014 「近年の学校コンサルテーション研究の動向と課

題－通常学校・通常学級を対象とした実践事例研究を中心に－ 東京学
芸大学紀要（総合教育科学系），65，2，165-173.

- 1) 学校心理学とは石隈（1999）では「学校教育において一人ひとりの児童生徒が学
習面、心理・社会面、進路面における課題への取り組みの過程で出会う問題状況
の解決を援助し、成長することを促進する心理教育的援助サービスの理論と実践
を支える学問体系である。心理教育的援助サービスは、教師と学校心理学の専門
家（スクールカウンセラー）が保護者と連携して行う。心理教育的援助サービス
には、すべての子どもを対象とする活動から、特別な援助ニーズをもつ子どもを
対象とする活動までが含まれる。」と定義されている。